

組合員の皆様

2014年4月17日

2002年アテネ条約の発効について

1974年の船客とその手荷物の海上運送に関するアテネ条約の2002年改定議定書（2002年アテネ条約）、並びに戦争リスクに関する同条約の実施のための2006年のIMO（国際海事機関）留保およびガイドラインをご参照ください。

2002年アテネ条約は2014年4月23日に17カ国¹で発効します。

保険および証書要件

2002年アテネ条約の第4条 bis 項は、旗国が条約締約国である場合、もしくは締約国に寄港あるいは締約国から出港する国際航海に従事する客船の運航者に対し、同条約の要件に沿った保険付保を求めています。また、当該運航者は、当該保険が付保されていることを示す条約締約国発行の証書を取得する必要もあります。

EU/EEA 加盟国を旗国とする客船、または EU/EEA 加盟国に寄港もしくは EU/EEA 加盟国から出港する客船の運航者は、2012年12月31日以降、船客の海上運送責任に関する EU 理事会規則 392/2009 (PLR) の要件を満たすため、戦争リスクと非戦争リスクに分けられた「ブルーカード」を保険付保の証拠として取得するとともに、EU/EEA 加盟国が発行する証書を取得しているはずですが、PLR は、2002年アテネ条約とほぼ同じ内容の規則です。

国際グループは、EU/EEA 加盟国と非 EU/EEA の条約締約国に寄港する客船の場合、2002年アテネ条約第4条 bis 項に規定する保険付保の証拠として、EU/EEA 加盟国が発行する証書を締約国が認めるかどうかを確認するため、IMO、EU 加盟国、欧州委員会、条約批准国（条約発効前に条約を批准した国）の関係当局と緊密に協議しています。

¹ アルバニア、ベルギー、ベリーズ、ブルガリア、クロアチア、デンマーク、ギリシャ、ラトビア、マルタ、オランダ、ノルウェー、パラオ、パナマ、セントキッツ・ネイビス連邦、セルビア、シリア・アラブ共和国、英国

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited,
which is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority

Registered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



協議の目的は、客船の運航者が 2002 年アテネ条約と PLR の要件をそれぞれ満たすために 2 通の証書を取得する必要性から、2 通のブルーカードを重複して取得しなければならない状況を避けることです。多くの国が、2002 年アテネ条約と PLR の両方の要件を満たす 1 つの証書を受け入れる用意があると示唆していますが、最終的な確認が待たれます。新たな情報が入り次第ご案内致します。非 EU/EEA の条約締約国に寄港する場合や、旗国や港湾当局から二重の証書を求められた場合には、直ちに当クラブにご連絡ください。

国際グループの全クラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
Mobile: +44 7932 113594
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)